

学校法人千歳科学技術大学ナノテクノロジー支援事業利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校法人千歳科学技術大学（以下「本学」という）において、本学が管理及び運用する設備及び機器を利用してナノテクノロジー支援事業（以下「本事業」という）を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 この要綱に定めた事項のほか、本事業に関する事項については、民法その他法令の定めによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、本事業の利用者に適用する。

(要綱の遵守)

第3条 本学は、この要綱に定める支援を提供する義務を負う。また、利用者は、この要綱を遵守しなければならない。

(定義)

第4条 この要綱において「本事業」とは、学術研究、開発研究の発展、人材育成、企業競争力の強化に資するため、法人等（個人、法人又は団体をいう）に本学が有するナノテクノロジー研究に関する最先端の設備及び機器を提供し、その実施を支援する事業をいう。

2 要綱において「推進課」とは、本学が所有するナノテクノロジーに関連する設備利用を管理する「千歳科学技術大学研究推進課」をいう。

3 要綱において「運営委員会」とは、本事業を円滑に推進するための全ての事項を検討・審議する「ナノテク支援運営委員会」をいう。

4 この要綱において「自主事業」とは、別に定める料金規定に則り利用者が利用料を全額負担する事業をいい、その成果は非公開とする。

(利用者の資格)

第5条 本事業を利用できる者は、次のいずれかに該当するものとする。

一 本学の教職員

二 法人等に所属し、ナノテクノロジーに関連した研究、開発、製品、技術またはサービスに関わる者若しくは新たに関わろうとする者

三 その他本学理事長が特に認めた者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は本事業を利用できない者としなない。

一 所属する法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしているとき

二 所属する法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

三 所属する法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

四 暴力的な要求行為をする者

五 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

六 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

七 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

八 その他前各号に準ずる行為を行う者

（利用の申請及び承認）

第6条 本事業を利用しようとする者は、別記様式に定める申請書により推進課長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 推進課長は、前項の申請書を受理した場合において、運営委員会の議を経て当該申請が適当であると認めるときはこれを承認するものとする。

（利用の区分及び利用料）

第7条 本事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という）は、本事業の利用に要する費用の一部（以下「利用料」という）を納付するものとし、その額は、次の5区分に応じた利用料金とする。但し、1回の利用にて消費する消耗品の費用が5,000円（消費税を除く）を越える場合には利用者が別途、消耗品費を上乗した利用料を負担するものとする。

一 「一般利用（従量制）」の場合は、本事業における成果を公開する義務を持つ。利用料として、1日当たり5,000円（消費税を除く）の課金とする。

二 「一般利用（定額制、1年間）」の場合は、本事業における成果を公開する義務を持つ。装置を利用する優先権が一般利用（従量制）に比して劣るもののマシンタイムに空きがあれば年度末までの最大1年間、好きな時間に自由に装置を利用する事が出来る。利用料として、50,000円（消費税を除く）の課金とする。

三 「一般利用（定額制、6ヶ月間）」の場合は、本事業における成果を公開する義務を持つ。支援期間は年度末までまたは6ヶ月間のいずれか短いものとし、利用料として、30,000円（消費税を除く）の課金とする。

四 「一般利用（定額制、1ヶ月間）」の場合は、本事業における成果を公開する義務を持つ。支援期間は年度末までまたは1ヶ月間のいずれか短いものとし、利用料として、15,000円（消費税を除く）の課金とする。

五 自主事業は、本事業における成果を公開する義務を持たず、利用料として1日、1

0,000円（消費税を除く）の課金とする。また、消耗品費等も利用者がすべて負担するものとし、第7条第一号、第二号、第三号及び第四号の区分に比べ装置使用の優先順位が低い。

2 第7条第一号、第二号、第三号及び第四号の区分に該当する本事業の利用者は年度末までに申出ることにより自主事業に区分を移行することができる。

3 利用区分の移行に伴う利用料算定の基礎となる日数は、第7条第一号の区分においては、利用した日数とし、第7条第二号、第三号及び第四号の区分においては、支援開始日より変更の申出を行った前日までの支援提供可能日とする。

4 前項の規定に関わらず、運営委員会が特に認めるときには、理事長の承認を経て、利用料の額の全部又は一部を免除することができる。

（安全配慮）

第8条 本事業の利用者は、常に自己の安全管理を心がけるものとし、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントにより他の者の意欲を阻害し秩序を乱す行為を禁止するものとする。

（利用承認の取消し等）

第9条 理事長は、利用者がこの要綱に違反し、本事業の遂行に重大な支障を生じさせたときは、第6条第2項の承認を取消し、又は利用を停止することができる。

（利用報告書）

第10条 第7条第一号、第二号、第三号及び第四号の区分に該当する本事業の利用者は支援終了後30日以内に利用報告書を提出する義務を持つ。

また、利用報告書が支援終了後未提出または31日目以降に提出された場合には自主事業に区分を移行したとみなす。ただし、客観的かつ合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

2 利用報告書は、本事業により得られた知見を取りまとめたもので、本事業参画者の内、3人中2人以上の承認が得られる基準を満たすものとする。

3 本学は本事業の利用者より提出された利用報告書の著作権を保有するものとし、一部又は全部を外部に公開することができるものとする。

（秘密保持）

第11条 自主事業において、本事業参画者は利用者に関する一切の情報（利用者が公開を承諾した情報および情報取得時点で、すでに公知となっていた情報は除く）を利用者の許可無く第三者に開示しない。

2 利用者が希望する場合は、秘密保持契約を締結することができる。

3 第7条第2項および第10条第1項に定める区分変更により自主事業へ移行した場合は第7条第一号、第二号、第三号及び第四号の区分に該当する期間に関しては利用者に関する本事業

業により得られた情報を利用者の許可無く第三者に開示しない。

4 本事業参画者は第7条第一号、第二号、第三号及び第四号の区分に該当する利用者から利用報告書が提出されるまでの間、利用者に関する本事業により得られた情報を利用者の許可無く第三者に開示しない。

5 特許出願のために利用報告書の公開の延期を希望する利用者は、運営委員会の承認を受けることにより、支援終了日の翌日から最大2年間公開を延長できる。

(納付の方法)

第12条 利用者に定める利用料の納付は、本学が利用者に請求するものとし、本学が指定する預金口座へ本学が利用者へ請求した日の翌日から起算して30日以内または年度末のいずれか短い期日までに振込むことにより行うものとする。

2 第7条第2項および第10条第1項に定める区分移行により利用料金に差額が生じた場合は、直近の利用料金請求時に清算するものとする。

3 前項の規定に関わらず、第5条第一号の利用者に定める利用料の納付は、経費の振替により行うことができる。

(知的財産権)

第13条 本事業利用により生じた知的財産権の帰属、取扱いについては、当該発明等の発生事態を勘案して、別途協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る設備あるいは機器を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償する責に任ずるものとする。

(事務)

第15条 本事業の利用に関する事務は、本学の研究推進課が処理する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の利用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月16日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

